

○経済産業省令第六十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年七月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第六（第七十四条関係）	別表第六（第七十四条関係）

1・2 「略」

3 風力発電所であつて、出力二十キロワット以上五百キロワット未満のもの

4 「略」

別表第七（第七十七条関係）

1～3 「略」

4 風力発電所における変更であつて次に掲げるもの

一 出力二十キロワット以上五百キロワット未

満の発電設備の設置

二 発電設備の設置以外の変更であつて次に掲げるもの

(1) 出力二十キロワット以上五百キロワット

1・2 「略」

「新設」

3 「略」

別表第七（第七十七条関係）

1～3 「略」

「新設」

ト未満の発電設備に係る風力機関の設置

(2) 出力二十キロワット以上五百キロワット

ト未満の発電設備に係る風力機関の改造であつて、次に掲げるもの

イ 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

ロ 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの

ハ 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの

三 出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え

四 出力二十キロワット以上五百キロワット未

<p>満の発電設備に係る風力機関の修理であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 調速装置又は非常調速装置の取替え</p> <p>(2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの</p> <p>5 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、届出を要しない。